

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 8 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～36 [略]</p>	<p>附 則 1～36 [略]</p> <p><u>37 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成29年4月から平成30年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>（1） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の5</u></p> <p><u>（2） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（知事が定める職員を除く。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の3</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。